

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」(期間限定)

- 新型コロナウイルスの影響により事業・給与等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収猶予(納付を遅らせる)を受けることができます。(納税が不要になったり、減免されるものではありません。)
- 猶予期間中の、督促手数料、延滞金は加算されず、督促状も発行されません。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断は、申請される方の置かれた状況に配慮し対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する町道民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税など、ほぼすべての税目が対象になります。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

(注)すでに納めて頂いた分は対象外になります。

申請手続等

- ・ 納期限までに申請が必要です。
- ・ 申請書は遠軽町ホームページでダウンロードいただくか、最寄りの市町村窓口のほか、郵送でお取り寄せください。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出して頂きますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。
- ・ 状況の確認後、猶予金額を決定し、通知書にてお知らせします。

郵送請求・提出先：〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
お問い合わせ先：遠軽町民生部税務課納税担当(TEL0158-42-4814)